

鳳凰堂雲中供養佛の研究

下

田中喜作

自分は以上に於て鳳凰堂雲中供養佛五十二軀に關して、堂内四壁鈎懸の現狀及び各佛體の彫刻的手法を概記し、尙部分的な修理狀態に言及したが、茲に重要な問題は是等の總像の彫刻の様式と關聯して、從來漠然と考へられて居た如く、果して是等が本堂天喜供養當時に造顯されたか否かの年代推定の問題に觸れなければならぬ。

元來是等五十餘の遺品は既記の如く、何れも痛ましい敗殘の姿を傳へて居るものであるだけ、其の部分的な修補は單に天衣、飛雲乃至佛手の如き末節に止まらず、菩薩の本體にも及んで、たとへば佛首の補刻をも當然想像さるゝと共に、尙何れかの像の、多年の間に敗壞或は亡逸して、後代是れを補作し、等しくこゝに鈎懸したものの無きを保し難いことをも想像されなければならぬ。

今先づ是れを佛首に就いて見る。例へば保存の比較的完好なるを見るべき南第三號前號圖版第五、北第十九號前號圖版第三、北第二十五號前號圖版第四等の佛首に比較するに、北第三號圖版第九、北第十號前號圖版第九等のそれ等を以てする時、こゝに明に兩者の間に霄壤もたゞならぬ様式的差異を見出す事が出来るであらう。一は即ち南三號を以て其の代表的な遺品と考へられるもので、強き輪廓線に組立てられて、飽くまで豊かに張り切つた佛首、鼻目口唇等の細部にも、また鋭く大膽な刻法を示し、技法の上に聊かの弛廢を見ない一連の遺品で、時に其の自由な手技は、作者の個性の奔馳するまゝに、佛菩薩としては寧ろ應はしからぬ程、生身の童顔其のまゝの姿貌をくつきりと刻出して居るものである。是れに對して他は見るが如

く同じく圓き豐滿な佛首を刻みながら、懶げに弛んだ輪廓線と刻面の移動とのうちに、弱く小心な刻法を以て鼻目口唇の細部を、それは刻出したと云ふよりも寧ろ刀を以て描出したとも云ふべき程、彫刻的な量の表現を忘れた生意なき佛首で、其處にはたゞ一向に天平様式を追隨しながら、遂に其の影を追ふことすら出来なかつた跡を觀取する一連の作である。而して此の後者の様式に成る佛首を國寶指定の五十一軀中に數へると、北に於て第三號、第八號、第十號、第二十四號の四體、南に於て第五號、第九號、第十一號、第十五號、第十九號の五體を算するが、此の様式は天喜以後の彫刻史上の如何なる時代様式にも合致しない、最も個性的表現に缺除した様式に成るもので、恐らく是等は明治末年の大修理に際して補刻されたものと信じられる。其の木質より見るも他の總彫像に比して、遂に新しく生硬の感あるも亦是れを證するものである。本篇の初めに嘗て自分が大典記念展覽會に際して、異様な別個の要素の混錯を見たと言いたのは、實は此の佛首の一體前號圖版第九に接したので、當時こゝに想到し得るに至らず、却つて此の總像に對する疑惑の一因となつたものである。尙是れを外にして明治の偽作と見らるゝもの即ち南番外の一體があるが、是れに就いては言ふことを避ける。

而して如上の二様式を兩極端として、此の間に尙我々は二三別種の様式の佛首に接する。其の一は北第二十三號、插圖第一參照南第六號、同第八號の三體で、こゝには思ひの外彫刻的な量の感覺を保有し、細部の刻出また大膽な手法を以て、稍釣り上つた目に二重脣を刻み、口唇にまた強い刻法を示す。此の點に於て前

者、明治の補刻と推定さるゝものに比して、遙に個性的表現に富むものであるが、年代の下降に伴ふ美的感覺の退嬰は、却つて寒く冷かな輪廓線の起伏のうち、人間姿貌の美化を覆ひ盡したるもの。恐らく是等の佛首は足利期以上に出でないものであらう。

是等明治と云ひ、

第一圖 雲中供養佛北第二十三號

足利と云ふ幾體かの外に、また南第十三號の僧形像圖版第九參照に鎌倉中期を下らざるものと推定さるゝ一體がある。是れは前者、即ち明治、足利兩様の佛首を頂く諸像が、單に佛首の補刻に止まつて佛體に及ばないにも拘らず、是れは佛首佛體共に鎌倉期の作と推定さるゝもので、全像に豐圓な量的感覺を盛ると共に、磊落な刀法のうちに溫秀な姿貌を刻み、衲衣の褶襞の刻法も既記南第三號の古様なる遺品に比して深く、時に鋭くしのぎを見せる邊、全く他の諸像と様式を異にするもので、溫藉な寫實的手法を以て、よく人間の生命を把握し得た一體である。

然し鳳凰堂懸佛五十二軀のうち、以上の明かに鎌倉以降の補刻、補作と考へ

鳳凰堂雲中供養佛の研究

られるもの十三體に加ふるに、明治の偽作の一體を除いた三十八體の懸佛は、是れを仔細に點檢して、遂に藤原期以降の作品と推定すべき一體の像をも發見し得なかつた。のみならず前記南十三號の全像鎌倉の補作とすべき一體を除いては、佛首を後補せるもの十餘體も亦其の佛體は正しく藤原以降に列し難いもので、僅に稍疑はしきを北二十三號、南六號に見るに過ぎない。無論是等多數の作品が概ね二尺に足らぬ小彫像であり、また其れ等が高く楯間に鈎懸するを目的とするだけ、何れも概して簡素なる彫法を採り、單に其の佛體のみを以てしては明に斷定し難い點があるが、たとへば飛雲の刻法を比するも、明かに補刻に成ると思はるゝ二三を除いては、是等に共通的な手法を見るものとして、異代の作なしと推定して恐らく過誤なきに近いであらう。

斯くして此の五十に餘る鳳凰堂雲中供養の佛菩薩像は、今に於てこそ其の因由を容易く想像するに難いが、而も過去の何等かの特殊な條件の下に補作し、こゝに等しく鈎懸された一二の特殊な遺品を除去しては、全く藤原以降に下る作品を發見しないと斷言し得るもので、こゝに自ら來漢然と本堂供養に際して造顯されたものとする通説に近づくものとなつた。

然しそれにしても是等の諸像は果して天喜供養當時の作であらうか。其處に我々の調査の主要な重點があることは既に説いたが、我々は偶然にも此の五十

第二圖 雲中供養佛北第三十號

つて代表さるゝ一群の作品と、北第十三號を代表作とする一群の作品とを比較するとする。我々はこゝに此の後者の佛首に、一般藤代彫刻の圓滿な相好と雅正な細部の刻法とを見ながら、前者の、強く張り切つた量的把握に依つて、突たる生采を盛り得たのに對して、後者が鼻梁の長い瘦形の面貌に、極めて形式的な冷たさを示すことを觀取しなければならぬ。無論こゝには此の多數の作品が、到底同一作者の手に依つて彫成されたと考へ得ないだけ、其の作風の一同でないことをも考慮しなければならぬが、然し此の兩者の様式的差異の間には、何人も容易に是れを單に同代異人の作と考定し得ない程の距離が存在することを感知すべき筈である。そして若し誰人にもあれ、此の兩佛首に對して、斯堂の背景を棄て、過去の漠然たる推定の成心から脱して、虚心に是れを比較するなら、恐らくこゝに前者を少くとも藤朝中期を下らざる作品と推定し、後者は是れを遙に時後れた作と考へる外はないであらう。

こゝに自らは是等五十軀の群像中に、先づ此の兩様式の分類が試みられなければならぬが、今姑く是れを後述に譲つて、今一つ兩者の外見的差異を見る必要がある。其れは一が佛首のみならず、佛體の上にも豊かに肥滿した、寧ろ短軀の像容を形づくるにも拘らず、他が一見うら寒げな程瘦身長軀の姿相を示すことである。そして此の二様の姿相また概ね前記佛首の兩様式と一致するが、たゞ總像を通じて是れが分類を試みるに當つて稍困難な一の條件が付き纏ふ。それは前者古様の作品中にも當然異人の作風を加へると共に、藤末と推定し得る作品中にも、それが前者に比して遺存の数が多しだけ、尙更に異人異風の作品を見ることがある。斯うして短軀豊肥と、瘦身長軀との兩姿相は、たとひ事實に於て或る程度まで前後兩時代の様式的差異との一致を示して居るにしても、一面に此の同代異人の作風の問題がこゝに混錯して、古様の佛體中にも多少長胴を示すものがあると共に、新様の作中には、また比較的豊肥な姿相を現はすものも少くはない。随つて此の形相的差異によつて、嚴密に年代推定に入ることとは多少困難であるが、たゞこゝに上記古様の作品から新様の一群を分つ特徴

體の供養菩薩の間に、珍らしくも、様式を異にする各一群の彫像を發見したのである。

こゝにも先づ佛首に就いて見る。たとへば前記古様の作品、即ち南三號に依

に内刻法の精粗がある。

元來彫刻技法上、内刻の大小精粗は、時代の下降と共に粗より漸く精に入る事は、木彫史上の常識として多く言ふを須ひないが、此の古様の作品が何れも比較的重量にして、内刻の小なるを示すに對して、新様の作品が全く是れに反して、時に手にするかをすら疑はるゝばかり輕量なるものすら在ると共に、自分が鎌倉中期を下らずと推定した南第十三號も亦、内刻の精刻を想像せしめるものであつたことである。既に自分が言及した如く、此の内刻の大小が必ずしも廣く彫刻史上に、嚴密な時代推定の根據とし難いことは云ふまでもないにしても、是等の諸佛の如く鈎懸を目的として製作される小彫像に於て、其の技術の様式の新古と内刻の大小とが概ね一致することは、こゝにどうしても二時代の作品を明かに區別せざるを得ない。

尙是等を外にして多少細部の技法の上に別様の手法を見るものは必ずしも少くはない。たとへば衣褶の刻法の精粗深淺等即ちそれで兩代の作品の何れにもそれ／＼の作例を求め得るが、是れこそ寧ろ單にそれ／＼の時代の異人の作風に因由すると考定すべきであらう。

自分が上文に説いて來た如く、是等五十餘軀の懸佛が殆んど全部藤朝期の作と推定されながら、其處に新古兩様式が歴然として混入して居ると云ふことに過誤がないとすれば、こゝに從來の通説に關して重大な二三の問題が起る。一は前號『平等院關係史料』中に擧げた長秋記長承三年四月十日の勝光明院創建に關する記録中

長押上供養并可摸平等院宇治

とあるを證として、當時既に相當多數の佛菩薩像が斯堂の楣間高く鈎懸されて居たことを疑ひ得ないとしても、果して今日の如く五十軀に餘る數であつたであらうかの疑問である。

曾て寺傳として説かれた五十三佛説が一顧の價値も無いことは既に説いたが、

此の諸像に關する唯一の古記として、また唯一の手がかりとしての長秋記も、不幸にして長押上の供養菩薩に觸れながら、當時の數を想像し得る些かの材料をも遺さない。然し一面に勝光明院供養願文本朝文粹に依ると、同院は二階堂一字を建立し、皆金色の丈六の彌陀を安置し、光中に大日如來、十二光佛、廿五菩薩を彫刻し、之に加ふるに

四面廂造顯二尺五寸普賢菩薩、文殊師利菩薩、虛空藏菩薩、彌勒菩薩、地藏菩薩、海惠菩薩、維摩居士等像各一體、二尺諸大菩薩及龍天部像二百卅三體

佛後壁裏圖繪廿五菩薩像并極樂九品變像、二階上安置金色七尺五寸金剛法利因語等菩薩像、彩色四尺五寸伎樂菩薩像卅二體

を造顯したのである。今日の常識を以てしては容易に考へ得ないばかり前文引用中、百三十三とあるは、或は傳寫の誤を今に傳へて居るのかも知れぬ。一堂内の佛體としては、到底考へ得られない數である。凡有ゆる莊嚴を加へて尙足らぬげに思はれるが、造寺起塔乃至諸佛造顯が現世に於ける唯一至上の善根として思念した當代の信仰を思ふと、範を平等院に採つたと云ふ鳳凰堂の懸佛また決して少い數ではなかつたと考へられる。然し一面に當代貴顯の間に行はれた至上の善根も、藤末期に至つて加速度を以て増大した事實を顧るなら、當然こんな多數の佛菩薩が造顯されたとは想像し得ないと共に、現在の斯堂の壁面に其の餘地の無いことも云ふまでもなく、恐らくは彼に比しては遙に少い數であつたであらう。

是等の點に就いては今餘りに想像を逞しくすることを避けて、先づ現在數を根據として考察する。

元來嘗て自分が現在の鈎懸状態に疑問を懷いたのは、今日の如く長押上の土壁面にまで釘を打つて、小なりと雖も二尺左右の木彫佛を懸けると云ふ、不安な鈎懸法を當時敢てした事に對する疑問であつたが、是れは最近、明治末年の大修理に關與された武田吾一博士から聞く所に依ると、修理に際して小壁の破損部を剝離した時に、土壁の下が板張であつたのみならず、土壁の裏面に綠青の彩痕があることを發見して、現在の小壁は、元は今日の如く土壁でなく板張

であつたことを知つたと云ふことであつた。尙こゝには種々の意味に於て多少の疑問が付き纏ふが、暫く是れを問はずとして、此の小壁が元、板張であつたのみならず、彩痕の發見から此處に雲形或は遠山の如きが繪かれて居たとすると、此の板壁に釘を打つて鉤懸したと云ふ點には矛盾を感じないばかりでなく、自分は此の談話に依つて斯堂に關して考へる上に多くの啓示を得たが、然しそれにしてもここに今一つ考慮しなければならぬのは今日の數である。

是等多數の懸佛が天喜であるか、或は藤末であるか、美術史的解釋に就いては姑く問はずとする。それは何れともあれ、少くとも長承以來今に至つて既に年を閲すること八世紀、此の間宇治一圓の多數の堂塔伽藍乃至殿邸が悉く壊滅に歸して、僅に鳳凰一堂を遺すと云ふ現狀から見ても、たとひ斯堂の幸に全き得たものがあつたとしても、此の損壞し易い懸佛が其のまゝに傳存したとは考へることは出來ぬ。恐らく其れは今日以上に相當に多い數であつたであらうと思はれる。而して現在懸鉤の状態は此のさまで大きからぬ三間四面の堂内四壁に處せまく懸け竝べられて、現在數以上に鉤懸の餘地なしと云はなければならぬ。

斯く是等の懸佛が一時代の作として考へる時、我々は此の數量的矛盾に逢着せざるを得ないが、今是れを他面から、即ち二異代の作品の混合として見る時、此處に他の疑問が生ずる。それは天喜供養當時の懸佛が既に藤末に入つて見る影もなく荒廢して、多數の補刻の餘義なきに至つて居たかの問題である。

然し此の疑問は當代文獻の語る所を辿つて、容易に否定的解決に到着する。例へば天喜供養の時を年代的上限とし、是れを動かし難い事實として、補刻の年代を藤朝最末期と假定する時、二時代の差は百餘年の星霜を數へる。而して此の百餘年の星霜は或る場合に於ては決して永い時の推移であるとは考へ得ないが、或る場合に於ては壯麗な一寺の荒廢に歸する遺例は必ずしも少くはない。當時相競ふて建立された貴顯の持佛堂の如き無論そうであらうが、また皇室關係の御願寺の如きも、歴代相次いで建立される一面に、漸く政治的變革の多き

に至つた當代以降に於ては、僅に百年に満たざるに拘らず、荒廢其の極に達した事實はある。例へば明月記嘉祿二年六月五日最勝光院炎上の記事を見る。

下人説、夜火果而是最勝光院云々、予雖非可憐之身、幼稚之昔、眼前見彼草創之時、築壇被引地、雖未出仕、耳聞供養嚴重之儀、爾來繼體守文君、雖實祚相傳、只有權勢近臣之貪、寺領無一分之修理、佛聖燈油斷絶、布施用途滅亡、畫堂粉闌、逐年月爲埃塵、只青苔砌上、有春花施艶、五十四年之後、眼前見化煙之光、悲歎填膺、獨嗚咽、土木之壯麗、莊嚴之華美、天下第一之佛閣也、惜而可惜、悲而可悲、已矣云々、遣青侍宗弘、令見彼御堂、未時歸來、南西之諸門并半作破壞、塔不燒、預承仕等悲泣之外、人不見云々、面々述懷、佛供燈明斷絶、諸庄兵士一人不參、夜半許御堂火付之由有告者、驚出而見之、五六人許奔出、一兩承仕、寧及是非哉、佛像已下不及奉取出云々

と。炎上の事實はこゝに云ふべきでないが、壯麗無比を誇つた先朝の御願寺が、僅に半世紀にして荒廢に歸した事實を語る。また同記、安貞元年九月廿四日の條には、高陽院御堂の『堂舎昨今新造の如く、庭上の白砂紅葉、佛利に入るが如き』を説きながら、歡喜光院、尊勝寺等の荒廢のさまを筆録するものがある。

然し平等院の如きは全く其れと同一に考へられぬ。早く藤氏長者の傳領する所となつて數代相承けた時である。望月の缺けたることなきを自負した御堂關白乃至宇治殿の世代に比しては、或は衰へたりと云はゞ言ふべきも、尙文字通りの藤氏時代である。其の上それが單に藤氏崇敬の一寺院であると云ふよりも、事實に於ては寧ろ洛南數時程の、而も山水秀麗の地の別業である。それだけ累代の藤氏長者が四時に此處に雜遊を試みたばかりでなく、供養以來歴代の上皇女院の御幸、年を逐ふて絶ゆる時も無かつた上に、南都への來往の如きも、嘗て淀路を採つたものが、近代の作法中右記、元永元年十一月十二日として宇治路を選むに至つて、南都御社參乃至高野南山等の御幸の如きにも、必ずこゝに鳳駕を枉げ給ふを常とした。のみならず前號『平等院關係史料』既に是れを語る如く、天喜元年阿彌陀堂供養以來、同四年に法華三昧堂を建立し、康平四年には皇后宮職造立の塔を、治曆二年には五大堂を、延久五年には不動堂即ち西南御堂を、寛治

雲中供養佛北第九號

號三第北 同

藏院等平 都京

號三十第南佛養供中雲

分部 號三第南 同

分部 號一第北佛養供中雲

三年には四條宮御堂即ち法定院を、永久四年には同宮の池殿堂を、大治元年には愛染圓堂を、長承二年には多寶塔を、仁平三年には他の一基の圓堂等、藤末に至るまで、其他多數の堂塔を相繼いで建立したばかりでなく、富家殿別業の如き小松殿、小川殿の如き、藤氏一門の歴代持佛堂或は別業の造營が試みられた時で、藤末に至るまでは寺運益々隆盛なるを得たのである。たま／＼治承の兵變に平等院前の合戦を傳ふるにしても、深く此の地を擾すには至らなかつた。そして其の稍荒廢を想像されるのは、恐らく承久の亂後、將に藤氏の權勢の漸く衰へんとする時、南都大衆の傲訴、春日神木入洛等が斯院に占據するなど、稍多きに至つた以後であらう。而して寛喜に至つて初めて明月記寛喜三年八月廿日に

入平等院、只見廻本堂、御所前栽花色動心肝、此寺之破損未見如此事、星霜之推移之故歟、寺務之懈怠之至也、每見令痛思

と多情多感の詩宗をして痛嘆せしめた記録を見るのである。是れに次いで幾干もなく文曆の大修理鳳凰堂修理銘前號史料參照があつた。然し柱の出入を直したと云ふ當年の大修理も、單に自然の荒廢に歸せんよりも、寧ろ當代京畿の多數の寺院に行はれた元暦大震による修理と、原因を同じくする點が多いであらう。定家をして痛思せしめたのも其の後であつた。而して眞に修理の記録を見るのは、實に建治二年以後に屬するので、藤末の時代に於ては到底多數の懸佛を補刻するの止むなきに至つた程の事實は、殆んど是れを想像し得ないのである。

若し如上の想像にして誤なしとせば、こゝに當然考へらるゝ事は、或は何の時か、恐らくそれは斯堂の漸く荒廢に委せられた後であらうが、何れかの他の寺堂、少くとも同じく藤末時代に建立された寺堂の懸佛が、該堂舎の荒廢を見るに至つて、類品のために此處に等しく鉤懸され、爾來兩堂の遺品の合流して今に傳存されたのでないかを想像することである。不幸にして今日是れを明證すべき文獻を得ないと共に、此の種の遺品の他に傳存するものもなく、此の合流の事實が果してあり得たか否かをも明かにすることは出来ぬが、然し既に斯

堂を追摸して勝光明院の造立を見た事實は明に文獻の傳ふる所である。尙其の上に明月記、承元元年七月二日の條に安樂壽院に關して云ふ。

召預問先々事、答云、早速相具之時奉懸並御佛、一度被供養、遅々時本所事了、又所被始也、仍可奉懸並仰之

と。此の數行の記録尙明かに解し難いものはあるが、安樂壽院の如きにも御佛を懸並べた事實は、其れが必ずしも鳳凰堂の如き樂天で無かつたとしても、當時この種の堂内莊嚴が少くはなかつたことを證するであらう。殊に藤代以來彌陀來迎圖の多數に圖繪された事實から、是れが立體的表現を企圖すること、また決して想像し得ない事實ではない。況んや此の地、上記堂塔建設の外、法定院と共に成樂院勝安樂院の如き、藤氏縁故の貴顯名流が當寺の子院のやうな位置をとつて、其の周圍に持佛堂とも見るべきものを建立したことをも想ひ合せると、此の種の莊嚴を試みたものは尙更にあつたであらう。敢て是れを鳥羽其の他に求めて強ひて合流の可能を肯ふを要しない。

斯く論じ來ると、此の五十體の佛菩薩は其の様式より見て、當然異代の作の混交を見らるゝばかりでなく、是れを斯堂の爲めの莊嚴として斯堂の爲めに補作されたとするよりも、他堂の類品の合流して傳存するものと見ることは、恐らく如何なる點より見るも最も合理的な解釋であらう。

聞く所に據ると、嘗て一二の史家に依つて、斯堂の現在の鉤懸が雜然として何等の統一無く、恐らく當初の位次を傳へるものでないとして、是れが是正に依つて位次の復原を試みようとしたことがあると云はれて居るが、上記の如く若し異代の作品の合流が事實であるとせば、現在の總像を基本として是れが配列を是正せんとすることは、要するに意義無き企畫で、當然先づ様式に由る分類を必要とする筈である。自分も亦此の總像に關する疑問を疑問として、今まで此の分類を避けたが、斯く異代の作の混交を決定した上には是れが分類を試みると、北より數へて第一號、第七號、第十九號、第二十五號の四體、南に於

ては第三號、第四號、第七號、第十號、第二十四號の五體、通じて九體を以て確實な古様の作品と見る外はない。而して佛首を後補せる佛體中には或は二三の古様の作品の在つたことを保し難いが、其の點に就いては明確に斷言することは困難である。尙其の他の作品中にも稍疑問を以て見らるゝもの四五を數へるが、要するに今日遺存する總像中に於て、恐らく天喜の作ならんと推定し得るものは十體を越ゆる事多からず、其の他の大部分は是れを藤末の作と斷定して過誤は無いであらう。それかあらぬか、此處に思ひ出でらるゝは前號既記、佛體背面の三種の墨書で、『花嚴』北第十『金剛薩』南第四とある二體が何れも上記古様の作品に屬して、全く其の筆者を一にすると考へらるゝにも拘らず、『滿月』の一體南第二が新様に屬して、異風の書體を示すことである。此の二種の書體を比較してこゝに新古一世紀の差を考定することは、稍強ひて附會するの感がないではないが、たとへば此の背景から離れてたゞ二體を對照する時何人も恐らくは滿月の二字に時の下降を想像するであらう。

茲に自ら兩代それ〴〵の一群像が果して如何なる主題を企圖して造顯したかの問題に入らねばならぬ。今若し古様の作品を假りに十五體と數へるなら、尙過去に於ける幾體かの損壞を想像して、或は其れが來迎圖に見る廿五菩薩でもあつたであらうかと解することは、彌陀を中心として雲のまに〴〵現前し、おのがじ、妙寶樂を奏する像容の、たとへば野山來迎圖にも似たるより見て、最も相應しい解釋と思はれるが、然し果して廿五菩薩を以て目すべきであらうか。無論こゝに云ふ廿五菩薩なる概念は、必ずしも後の來迎圖に於ける十往生經所説の廿五の數と、それ〴〵の菩薩の配當とに執する意にあらで、或は三四も可なり、或は野山圖の數を越ゆるもの亦可なりとするも、元來廿五菩薩は皆と來迎思想と共に説かれて、必ず觀音勢至の二尊を率ゆるもの、野山の名品既にさうである。未だ斯堂の如き寂然として獨り禪定の三昧相に住する彌陀に即して圖繪し造顯されたるを見ない。他面に是れを復、裏面墨書に顧る。此の古

鳳凰堂雲中供養佛法量表

其一 北

注意 持物の樂器に就いては、今其の名稱の明かならぬものが少くない。後考を期して假に其の名を定めるとした。例へば「風琴カ」の類である。尙、法量の計り得ないもの、或は何かの條件に依つて計ることの出来なかつたものは斜線を以て代へることとした。

番 號	相 形	相 姿	持 物	法				量		備 考					
				高	張	高	額	左	右						
一	菩薩形	坐	琴	71.6	66.0	48.9	16.4	7.7	9.9	33.1	10.9	16.0	5.0	長 35.8	左右全手、持物後補、胸部大なる補刻修理の痕あり。雲の尖端及び底部後補。面其他に漆地残る。
二	同	同	琵琶	59.0	57.5	43.4	13.5	7.0	7.9	34.1	9.4	12.2	13.8	長 22.6	右全手、左腕より手先まで、持物後補、胸部、右足に大なる修理の痕あり。雲の尖端、底部後補。
三	同	同	(合掌)	60.8	53.4	47.5	14.7	7.2	9.4	30.4	9.4	14.1	9.7		右手腕より手先まで、左手先、頭部、雲の尖端後補。雲の向つて右端の背面に古く切りたる跡あり。
四	同	同	羯鼓	56.7	57.8	47.6	16.3	7.3	9.5	29.0	9.6	14.1	9.7		右腕、左手先、雲の尖端、持物後補。右肘部に懸る天衣を削り去りたる跡あり。寶冠前飾に箔押の痕跡あり。背面腰部以下を扁平に切る。
五	僧形	同	(合掌)	44.5	60.0	34.1	10.7	6.9	9.1	29.0	9.6	14.1	9.7	5.0	雲の尖端後補。面其他に漆地の残存多し。
六	菩薩形	同	幡	58.2	72.7	43.0	13.3	6.8	7.9	17.8	10.8	11.1		長の竿 54.3	右全手、及び左手手先、持物、雲の尖端後補。背面腰部以下を扁平に切る。
七	同	同	(合掌)	63.0	91.0	43.1	16.4	8.5	9.2	17.8	11.0	11.0			兩全手、雲の尖端後補。左膝部に大なる修理の痕あり。所々に漆地残る。
八	同	同	風琴カ	62.8	60.0	48.0	15.0	7.0	9.5	20.0	9.5	15.0	11.0	幅 11.0	頭、左右手、持物、雲の尖端後補。
九	同	立	(舞姿)	74.4	63.6	63.6	14.0	7.1	8.4	20.0	10.6	9.4			兩手、天衣後補。胸部に大なる修理の痕あり。雲は向つて右端に切りたる痕あり。
十	同	同	撥	90.4	63.8	63.0	13.9	7.0	9.2	12.8	9.0	12.5		長の撥 10.0	頭、左手、右手先、天衣、持物、雲の尖端等後補。雲の向つて左端、後補ならん。裏面、雲扁平に切り其上に沈彫雲形を刻す。
十一	同	坐	太鼓	62.3	72.7	50.8	17.4	7.6	9.0	12.8	8.1	5.8		徑 12.0	左右手、腕より手先まで、寶冠前飾、後補。持物、雲の向つて左端また同じ。背面雲以下を扁平にきる。雙腕に天衣を削りたる跡。
十二	同	同	銅鑼	57.2	73.8	47.2	16.5	7.1	9.8	12.8	9.5	12.5		高 27.5	持物、雲の尖端、左右手、腕より手先まで後補、左膝部、胸部に大なる修理のあとあり。
十三	同	同	藥壺	75.2	54.8	51.8	14.5	7.7	8.7	31.6	9.2	14.0	10.8	高 2.3	左右手、持物、雲の尖端後補。胸部に大なる修理の痕あり。面其他に漆地の残存あり。
十四	同	同	蓮座カ	54.0	68.2	43.3	16.7	8.2	9.5	27.7	9.0	13.7			右手腕より手先まで、雲の尖端後補。凹部に漆地あり。
十五	同	同	尺八	67.0	73.6	52.7	16.0	7.9	9.1	27.7	13.5	9.0		長 22.0	左右手肘より手先まで、雲の尖端後補。凹部に漆地あり。
十六	同	同	琵琶	54.8	50.7	39.8	14.7	7.1	8.5	22.0	14.2	13.5		長 22.8	右全手、持物、雲の尖端後補。膝頭に漆地の痕跡あり。琵琶の裏面に『明治三十九年大修繕新補』の墨書あり。
十七	同	同	幡	67.2	61.2	49.5	16.7	8.6	10.2	22.5	15.1	13.5		長 53.5	右手先、左手腕より手先まで、持物、雲の尖端後補。右肩に大なる修理のあと、顔面に漆地、其他部分的に彩色の痕あり。
十八	同	同	鼓	57.6	50.3	42.5	15.0	7.6	9.9	31.7	10.6	10.6		長 8.5	左右手腕より手先まで、持物後補。部分的に漆地の痕あり。
十九	僧形	同	(印相)	53.2	75.5	46.5	12.2	8.1	11.0	32.1	12.1	12.1			雲、左右端後補。全像、部分的に粉地、漆地、彩色の痕跡多く、保存比較的完好なるもの。
廿	菩薩形	同	琴	62.7	57.2	47.0	15.5	7.6	8.9	29.1	12.8	14.4		長 35.5	左右手腕より手先まで、持物、後補。兩腕に天衣を削りたる痕あり。腰部以下も扁平に切る。
廿一	同	同	蓮華盤	51.9	63.4	38.5	14.8	8.0	9.2	27.7	13.2	11.9		徑 8.0	頭、左右腕より手先まで、持物、雲の兩端後補。腰以下を扁平に切る。
廿二	同	立	(舞姿)	75.2	33.5	59.0	11.5	6.4	7.7	27.7	7.8	10.7			左右手、天衣、後補。雲、向つて右端、切りたる痕あり。部分的に漆地あり。また右足に隠れたる裙端に、緑青及朱の彩色の跡あるも文様明かならず。
廿三	同	同	(舞姿)	74.5	46.5	61.0	13.7	6.4	8.9	30.7	7.9	10.7			全像後代の作か。
廿四	同	坐	鼓	62.6	74.2	49.5	15.0	8.3	9.6	30.7	13.0	12.6		長 10.3	頭、兩手肘より手先まで、持物、雲の尖端後補。右腕に天衣を削り去りたる跡あり。凹部に漆地。
廿五	同	同	蓮華	64.4	94.7	41.8	15.1	7.1	8.4	10.6	13.7	14.3		高 4.1	天衣、雲の尖端等後補。左膝頭部漆地の上に龜甲文鍍金あり。右の裙端、雲等にも是れを見る。其他漆地彩色等の痕多し。右腕に削去のあとあり或は腕釧か。
廿六	同	同	太鼓	61.5	74.0	50.2	17.0	8.3	9.0	22.1	10.0	14.3		高 42.6	右全手、左手腕より手先まで、持物、雲の尖端等後補。背面扁平に切る。

鳳凰堂雲中供養佛法量表

其二 南

番 號	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	廿	廿一	廿二	廿三	廿四	廿五	廿六
相形	菩薩形	同	同	同	同	同	同	同	僧形	菩薩形	同	僧形	同	菩薩形	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
相姿	坐	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	立	坐	立	坐	坐	同	同	同	同
持物	風琴カ	幡蓋	華鬘	引磬	鉦鼓	合せ鉦	打樂器	横笛	寶珠	(印相)	尺八	(合掌)	(合掌)	羯鼓	(印相)	琴	蓮枝	(舞姿)	豎琴	(舞姿)	笙	太鼓	風琴カ	蓮華	毘	合せ鉦
高總	64.7	57.6	63.7	64.3	63.2	57.7	62.3	59.0	55.6	63.5	70.3	57.5	54.3	62.2	60.3	65.6	75.8	77.8	68.2	78.4	63.3	70.8	60.0	69.3	70.4	61.1
張雲	43.3	66.0	57.7	59.8	76.0	48.7	64.7	56.3	78.2	61.3	57.0	65.6	44.4	72.6	68.0	45.4	52.8	75.2	67.8	61.3	68.5	74.7	60.7	104.5	73.2	93.3
高身佛	50.0	46.2	53.9	51.0	52.2	45.4	64.7	44.0	41.9	48.7	46.1	38.5	42.4	48.4	44.7	47.5	51.5	61.3	48.8	61.1	47.2	52.5	54.4	50.6	55.2	42.2
顎一頂	14.2	15.7	18.7	16.7	17.9	15.5	13.7	15.1	12.8	14.1	60.1	10.9	11.8	15.8	14.9	14.7	18.3	15.3	16.9	14.4	17.3	15.5	18.2	14.7	16.1	15.0
幅面	7.3	7.9	8.0	7.0	8.4	6.9	7.0	7.3	8.0	6.6	7.5	7.5	7.5	7.3	7.6	7.1	8.2	7.1	8.6	6.9	8.0	7.9	7.5	8.0	7.5	6.5
奥面	8.0	9.2	10.5	9.3	11.0	9.3	8.7	9.1	10.1	8.4	10.3	8.9	9.9	9.6	10.2	8.8	10.5	8.6	10.4	8.6	9.9	9.1	9.9	8.9	8.9	8.5
張膝	30.6	30.6	34.7	21.8	21.8	19.0	21.8	29.1	29.1	31.2	29.6	27.3	28.6	28.5	30.2	32.6	32.6	17.7	27.0	15.7	29.7	29.7	29.7	29.7	24.7	25.9
奥肘	10.5	10.5	10.8	10.4	11.2	9.3	11.2	8.2	8.2	7.1	7.2	7.2	9.8	11.6	11.1	8.1	8.1	8.2	8.5	12.4 (部腹)	8.2	8.5	8.5	10.6	9.0	9.2
左膝の出	10.3	12.7	6.3	11.0	11.0	15.6	11.0	11.5	11.5	8.5	11.8	5.6	11.9	16.1	15.0	16.1	12.2	7.4	16.2	11.9	16.7	4.7	4.6	21.2	13.9	16.3
右膝の出	16.4	13.3	10.8	14.3	18.0	14.3	14.3	(央中)	15.2	11.7	12.6	9.4	9.4	13.3	16.8	13.7	13.0	10.6	11.9	10.6	10.6	7.2	10.8	10.2	10.2	11.9
持物	幅7.0	長の竿54.8	徑花3.4	長の柄10.2	長の架39.2	徑6.8	高26.9	長21.8	高3.3	長16.6	徑11.8	徑11.8	徑11.8	徑11.8	長35.7	長24.2	高43.3	徑15.0	長15.0	徑30.0	高17.5	徑15.0	徑7.2	長26.0	徑6.6	徑6.6
備考	左右手の腕より手先まで、持物、雲の尖端等後補。漆地粉地の痕多し。背面腰以下扁平に切る。兩脇に天衣を削り去れる跡あり。	右手、腕より、左手先、持物、雲の尖端等後補。胸部大なる修理の跡。背面腰部以下を扁平に切る。	持物、雲の尖端、左手腕より手先まで後補。寶冠前飾に箔押のあとあり。背面腰以下を扁平に切つる。	左右手先、持物、雲の尖端後補。背面腰部以下を扁平に切り落せる上に、『金剛薩』の墨書あり。	頭、右手腕より手先まで、左全手、持物、雲の尖端等後補。右脇に天衣を削りたる跡。	全像後世の作か。持物、兩手腕より、雲の尖端等後補。漆地の残存多し。	持物、兩手腕より手先まで、雲の尖端等後補。雲の凹部に漆地及箔押の痕あり。左脇に天衣を削りたる跡。	頭、兩手腕より手先まで、持物、雲の尖端等後補。胸部の裏面に『花嚴』の墨書あり。	頭、持物、兩手先、向つて右袖、雲の右端等後補。	雲の尖端後補、漆地の残存多し。其他所々に修理の痕あり。左脇に天衣を削りたる跡。	頭、持物、左右手腕より手先まで後補。佛身裏面扁平にして別板を矧付たり。内割の爲か。此の手法他に是れを見ず。	雲、後補の部分多し。左肩部、膝部等に漆地の上に截金の残存多し。雲の凹部に厚き緑青の彩色あり。	兩手先後補。	左全手、右手腕より手先まで、持物、雲の向つて右端部等後補。顔面に漆地の残存あり。裏面、腰下を扁平に切つる。	頭、右手腕より手先まで、左全手、雲の尖端等後補。	兩手腕より手先まで、持物、雲の大部分等後補。雲は横材に刻出す。顔面に漆地の残存多く、額、口邊に箔押、左右脇に天衣を削去せる跡あり。下部背面扁平に切る。	右腕より手先まで、左全手、持物後補。兩肩に大なる修理の痕あり。背面肩より以下扁平に切る。	右全手、天衣、雲の向つて右端部後補。胸部に大なる修理のあと。裾に朱の丸文、緑青の厚き彩色層あり。	頭、左右手先、持物、雲の尖端後補。兩肩に大なる修理の痕あり。	右全手、左手先、天衣、雲の尖端後補。背面足部に『満月』の二字を墨書す。	兩手先、持物、雲の兩端後補。兩肩に大なる修理の痕あり。背面腰以下を扁平に切る。	右全手、左手先、雲の兩端、持物、後補。兩背、腰以下を削る。左の足先部に徑五分許の穴あり。現在は飛雲、太鼓共に佛體を離れて、別に鈎懸するも、元は此の穴に納差しにて取り附けたるものか。所々漆地の残存あり。	兩手腕、持物、雲の尖端後補。雲の底部に切り取りたる痕あり。背面腰以下を扁平に削る。	右手腕より折損、左手腕より手先まで、雲の尖端、天衣等後補。背面腰より以下を扁平に削る。	右全手、左手腕より手先まで、持物、雲の尖端後補。左脇に天衣を削りたる跡。背面腰より以下を切る。	全像後代の作か。

様の二體即ち花嚴、金剛薩の墨書は、是れに新様の満月を併せて、抑、何を意味するものであらうか。無論作者銘でないことは云ふまでも無いとすれば或は假りに供養菩薩に名づけたか。其の上此の多數のうち僅に二三にのみ墨書することは、恐らく製作當時に於ける木佛師又は繪佛師の、心頭に浮ぶがまゝのさかしらとより解し難いが、却つて花嚴の名の所謂二十五菩薩中に數へらるゝも訝しい。然して金剛薩は如何。是れを強ひて廿五菩薩中の金剛を冠するものと假想するも、満月の名に至つては全く解するに苦しまざるを得ぬ。こゝに至つては尙更、是れを佛師のさかしらと見ざるを得ないと共に、たとひ彼等の或るものが、此の種姿相の像を成就し得て、偶々心頭に所謂廿五菩薩の去來するものがあつたとしても、少くとも此の古様の一群の企畫に於て、最初より是れを主題として造顯されたものでは無いであらう。たゞこゝに想ひ合はされるものは勝光明院の供養願文に加ふるに、長秋記の古記。後者に

以伊與國司、御□菩薩廿六躰、并堂中長押上廿五菩薩居像繪顯覽云々

と、鳥羽の一院の堂内莊嚴に就いて遺記して、別に長押上の供養井は平等院を摸すべき旨の鳥羽院の仰を録する。是れこそ斯堂の群像に外ならぬとすれば、こゝに廿五菩薩の肯定説が成立するが、然し其れは言ふまでもなく、單に勝光明院創建に關してさまざまの意匠を語り合へるを録せるに止まるもの。落慶供養の願文には或は四面廂造顯の二百卅三體中に攝するか、遂に長押上の居像に就いて記すものを見ず、却つて二階上に金剛法利因語等菩薩と共に伎樂菩薩卅三體を安置したと云ふ。此の點尙詳なるを得ないが、そは何れともあれ、要するに鳥羽の一院に關するものである。其の本尊の像容は、某の堂中より移したと思はるゝ新様卅幾體のそれと共に、今是れを究むる由も無く、來迎像と否とを知ることは出來ぬ。たゞ少くとも古様の菩薩が、禪定の寂靜相に對し、是れを敬禮し供養して、さまざまの妙樂を奏する、是れを強ひて廿五菩薩の概念に攝し或は近づくるよりも、單に淨土莊嚴のさまを宛ら此の土に現前せんことを企圖したものと、伎樂の菩薩と見るを尙更に應はしいと考へたい。即ち

古記に往々散見する樂天それである。然らば其の當初鈎懸の數や如何。それが偶々所謂廿五菩薩の數に近づくこと、更に防げなきと共に、新様の作が勝光明院願文の卅三體の伎樂菩薩に類することまた強ひて否み難い。少くとも今日堂内鈎懸のさまの餘りに雜然たる所せき數に比して、供養當時の數は遙に少い數であつたであらうと想像するのみである。

以上に於て自分は鳳凰堂雲中供養五十軀の諸佛が、恐らく異代の二群の作品の合流して傳存するものであらうと思はれることを考定して、此の調査に關する主要な結論を了つたが、尙二三の問題を残して居る。たとへば斯く新古兩様を分類した後、諸佛鈎懸の位次の復原果して如何の問題は其の一である。然し此の問題に關しては新様卅數體が既に其の寺堂を離れ中心を失ふて現存する以上、是れを考へ得ないのは云ふまでもないと共に、古様の多數が蚤く損壞して、僅に十體左右を残して居る現狀に於いては、是れまた容易に推定の由も無い。また前記鎌倉以降、明治以前の數體の補刻が、果して何の時に補刻されたかも其の一である。然し是れまた容易く考へ得ない問題で、我々にはたゞ前條附載の史料に於ける斯堂修理の記録を辿つて、或は夫れでもあらうかを臆ろげに想像する外は無い。是れを外にして尙、是等諸佛の坐立兩様の姿相に就いて、其の像容の近似から、世の所謂來迎圖に於けるそれとの關係に就いても考へなければならぬが、何れ遠からず我が美術研究所から、是等の總像の圖録の出版が試みられることと思ふから、他の一二の瑣末の問題と共に是れを一括して、其の際に譲つて今此の一篇を擲筆することとする。